

○墨田区重度心身障害者（児）紙おむつ等支給要綱

平成元年3月31日

63墨厚障第926号

改正 平成2年4月11日1墨厚障第902号

平成3年5月31日3墨厚障第152号

平成5年3月31日4墨厚障第966号

平成6年5月27日6墨厚障第96号

平成7年3月31日6墨厚障第1048号

平成8年4月1日7墨厚障第1055号

平成10年6月16日10墨厚障第264号

平成12年3月31日11墨厚障第1195号

平成14年3月31日13墨福障第1226号

平成15年3月31日14墨福障第1152号

平成16年3月30日15墨福障第1120号

平成16年8月17日16墨福障第450号

平成25年1月30日24墨福障第915号

平成27年3月31日26墨福障第1690号

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ、おむつカバー及び尿とりパッド（以下「紙おむつ等」という。）を支給し、又はおむつ等に要した費用（以下「おむつ代」という。）の一部を支給することにより、心身障害者（児）の健康を保持するとともに介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって障害者の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 紙おむつ等又はおむつ代の支給対象者は、区内に住所を有する3歳以上の重度心身障害者（児）で次の要件を備えた者とする。

(1) 次のアからオのいずれかに該当する者

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級であるもの
- イ 愛の手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1度又は2度であるもの
- ウ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- エ 難病（墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号）第2条第5号で規定する疾病）を有する者
- オ その他特に区長が必要と認める者

(2) 常時失禁状態のため、紙おむつ等の使用を必要としていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付されている者
- (2) 墨田区高齢者紙おむつ等支給要綱（昭和62年3月30日61墨厚高第614号）に基づき、紙おむつ等又はおむつ代が支給されている者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設に入所している者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設に入所している者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に入所している者
(支給内容等)

第3条 支給する紙おむつ等は、別に定める額を限度とし、次のいずれかの種類につき年度ごとに定める枚数とする。

- (1) 大人用紙おむつ平型タイプ
- (2) 大人用紙おむつテープ型

- (3) 大人用紙おむつパンツ型
- (4) こども用紙おむつテープ型
- (5) こども用紙おむつパンツ型
- (6) 尿とりパッド
- (7) その他特に区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、病院指定のおむつ等を使用している者に対しては、月額7,000円を限度として、おむつ代を支給することができる。

3 第1項第6号の尿とりパッドを支給する場合においては、パッド専用ホルダー又は同項第2号から第5号までに掲げる紙おむつ等と組み合わせることができる。

4 紙おむつ等又はおむつ代の支給開始時期は、次条第1項の規定による申請のあった日の属する月（以下「申請月」という。）とする。ただし、申請者から申出があった場合は、申請月の翌月以降とすることができる。

（紙おむつ等又はおむつ代の支給申請及び決定）

第4条 紙おむつ等又はおむつ代の支給を受けようとする者は、紙おむつ等支給対象者認定申請書兼支給申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 おむつ代の支給を受けようとする者は、前項の申請の際に、病院指定のおむつ等を使用している旨の証明書を提出しなければならない。

3 区長は、第1項の申請を受けたときは、第2条に定める対象者に該当するか否かを審査し、その適否を決定したうえ、紙おむつ等支給対象者認定通知書兼支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（おむつ代の請求）

第5条 おむつ代の支給を受けようとする者は、おむつ代請求書（第3号様式）に、おむつ等に要した費用を証する書類を添付して区長に請求するものとする。

（未支給おむつ代）

第6条 おむつ代の支給決定を受けた者が死亡し、かつ、その者に関し支給すべきおむつ代がある場合において、その者の同居の親族から未支給おむつ代請求書（第3の2号様式）によりおむつ代の請求があったときは、区長は、当該同居の親族に対

して当該おむつ代を支給することができる。

(支給方法)

第7条 紙おむつ等の支給は、申請者の自宅又は入院先に配布して行うものとする。

2 おむつ代の支給は、口座振替により行うものとする。

(自己負担額の支払)

第8条 第3条第1項の規定に基づく紙おむつ等を受給する支給対象者は、別表に定める自己負担額を紙おむつ等支給契約業者に直接支払うものとする。

(届出)

第9条 紙おむつ等又はおむつ代の支給を受けている者（以下「受給者」という。）

又はその介助者は、住所、氏名、又は連絡先に異動があったときは、速やかに紙おむつ等受給資格者異動届（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(支給内容の変更の申出及び決定)

第10条 決定を受けた支給内容の変更を希望する者は、その旨を区長に申出なければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の変更内容が新たにおむつ代の支給を受けようとするものであるときに準用する。

3 区長は、第1項の申出が適当であると認めたときは、申出のあった翌月から、希望する紙おむつ等又はおむつ代を支給するものとする。

(台帳の整備)

第11条 区長は、紙おむつ等及びおむつ代の支給状況等を明確にするため、紙おむつ等支給台帳（第5号様式）を整備しておくものとする。

(受給資格の消滅)

第12条 紙おむつ等又はおむつ代の受給資格は、第4条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

- (1) 第2条に規定する支給対象者でなくなったとき。
- (2) 紙おむつ等又はおむつ代の支給を辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。

2 区長は、前項の規定により受給者の紙おむつ等又はおむつ代の受給資格が消滅したときは、紙おむつ等受給資格消滅通知書（第6号様式）により受給資格のあった者に通知する。ただし、同項第3号に該当する場合は、この限りでない。

（返還）

第13条 区長は、偽りその他不正の手段により紙おむつ等又はおむつ代の支給を受けた者がいるときは、紙おむつ等受給資格取消通知書兼返還請求書（第7号様式）によりその者の認定を取り消すとともに、その者から当該紙おむつ等又はおむつ代を返還させることができる。

（補則）

第14条 この要綱の定めるもののほか、紙おむつ等又はおむつ代の支給に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から適用する。

別表

階層区分		負担額
<u>区民税非課税世帯</u>		0円
その他の <u>世帯</u>	支給金額が7,000円以上の場合	1月当たり700円
	支給金額が7,000円未満の場合	1月当たり500円

備考 区民税非課税世帯とは、当該年度分（4月から6月までの月分については、前年度分）の特別区民税非課税世帯とする。

様式 省略